

令和6年度 船橋市自転車等駐車対策協議会

日時：令和7年2月4日(火) 14時から

場所：船橋市役所9階 第1会議室

<次第>

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 議事 (1)会長・副会長の選任
(2)放置自転車対策の現状報告
(3)次期「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画」
策定の進め方について
- 5 その他
- 6 閉会

船橋市自転車等駐車対策協議会委員名簿(敬称略)

令和7年2月4日現在

No.	団体名	役職名	氏名
1	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	企画総務部 企画部長	正能 俊輔
2	京成電鉄株式会社	鉄道本部 計画管理部 鉄道企画担当課長	土屋 稿治
3	新京成電鉄株式会社	新津田沼駅長	新目 和雄
4	東武鉄道株式会社	東武船橋駅長	須藤 典之
5	東葉高速鉄道株式会社	運輸施設部 駅務課長	小関 敦和
6	千葉県葛南土木事務所	所長	古橋 保孝
7	船橋警察署	交通課長	長谷川 幸喜
8	船橋東警察署	交通課長	幸地 要
9	船橋駅前商店会	会長	高橋 哲
10	船橋市前原商店会	環境整備委員会 副委員長	草野 淳一
11	習志野台商店街振興組合	代表理事	天羽 しづえ
12	船橋市自治会連合協議会	副会長	内海 進三郎
13	日本大学	理工学部教授	小早川 悟
14	船橋市	道路部長	吉川 健

1. 現行計画

(1) 現行計画策定前の状況

年日・年度	事柄
昭和54年4月	市営駐輪場供用開始(記録として残っている供用履歴から) 現北習志野駅第2駐輪場
昭和62年4月	自転車等の放置防止に関する条例施行
平成7年2月	自転車等駐車対策協議会設置
平成18年度	撤去台数 17,419 台 (記録として残っている撤去台数から)
平成27年度 現行計画策定年度	市営駐輪場 82 か所 収容台数 39,620台 放置台数※1 4,023台 撤去台数※2 8,059台
(参考)令和5年度	市営駐輪場 83 か所 収容台数 37,434 台 放置台数※1 970 台 撤去台数※2 3,942 台

※1 放置台数: 放置台数は年4回の定点における放置調査の合計

※2 撤去台数: 週3回程度実施している撤去作業の合計

身近な乗り物として自転車需要の増加とともに、放置台数が増えてきたことから、駐輪場の整備の必要性が高まってきました。
そのような状況の中で、現行の計画を策定し放置自転車への対策や駐輪場の整備等を進めてまいりました。



(2) 現行計画策定

項目	内容
対象とする区域	船橋市全域
期間	平成28年度～令和7年度
目標	放置自転車等の台数をもとに将来駐輪需要予測を行い、将来的に不足する駐輪台数を推計(5,192台※別紙1)し、放置自転車等を収容できる駐輪場の整備を令和7年度までに実施する。
整備の目標量	7,410台※別紙2
放置台数	1,550台(令和6年度の目標値)

※放置台数の目標は船橋市総合計画実施計画令和6～8年度で策定



計画策定前の背景を踏まえ、自転車等の放置防止対策を効果的・効率的に実現するために、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第7条第1項に基づき、「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画」を策定しました。

(3) 中間見直し(令和3年4月公表)※別紙3

計画に則って各施策の進行管理を行ってまいりましたが、令和2年度に委員の皆様へ現行計画の取組みについて中間評価をいただいた結果、以下の2施策について遅延している状況が見られました。

NO	施策	取組み	評価	対応
2	既設駐輪場の利用促進	①駐輪場への案内・誘導 ②駐輪場利用への付加価値の創出	空きが生じている駐輪場への案内や誘導は、付加価値の創設も含め進んでいない。	①街頭指導員のマニュアルに事例集を追加するなどのレベルアップを図った。
4	民間事業者への助成制度	民間の駐輪場整備の助成制度の検討	制度を導入している近隣市は少なく、制度の利用実績も少ない中で本市での利用促進が図れるのか、導入市での問題等を詳細に検討する必要がある。	令和4年度の協議会で助成制度を導入するべきとの意見をいただき、その後の市の事業調査の結果、事業は駐輪場予算の範囲内で行うこととされた。

(4) 計画改定に向けて

放置自転車は解消していませんが、年4回の定点調査の結果では8年間で約1/4に減少している状況です。
現行計画に沿ってこの9年間実施してきた事により、放置自転車の減少、街の美観の維持、歩行者導線の確保など、一定の自転車等の駐車対策の向上に寄与してきたものと考えます。今後もこの9年間以上に自転車等の駐車対策のより一層の改善をはかるために、現行計画の根幹は維持しながら、新たな時代の変化に対応した施策を盛り込んでいきたいと思ひます。
そのような中で、委員の皆様の専門的知見から日頃感じていること等をご意見としてお聞かせいただければと思ひますのでよろしくお願い致します。



皆様のご意見をお聞かせください

自転車等の駐車対策に関する総合計画に係る本市の現況

【資料 2 / 4】

2. 本市の自転車を取り巻く動向

(1) 通勤・通学時の利用交通手段

利用交通手段	船橋市				千葉県			
	自市区町村で従業・通学		他市区町村で従業・通学		自市区町村で従業・通学		他市区町村で従業・通学	
	人数	割合※	人数	割合※	人数	割合※	人数	割合※
総数	94,665	100.0%	194,727	100.0%	1,010,935	100.0%	1,770,679	100.0%
徒歩のみ	16,788	17.7%	1,066	0.5%	149,775	14.8%	8,149	0.5%
鉄道・電車	22,469	23.7%	155,040	79.6%	108,247	10.7%	1,091,548	61.6%
乗合バス	5,682	6.0%	20,699	10.6%	55,954	5.5%	190,186	10.7%
勤め先・学校のバス	1,515	1.6%	3,495	1.8%	16,918	1.7%	33,484	1.9%
自家用車	23,453	24.8%	30,438	15.6%	466,217	46.1%	599,196	33.8%
ハイヤー・タクシー	112	0.1%	355	0.2%	1,155	0.1%	3,098	0.2%
オートバイ	4,283	4.5%	3,861	2.0%	28,583	2.8%	32,351	1.8%
自転車	28,444	30.0%	22,221	11.4%	232,727	23.0%	186,980	10.6%
その他	1,048	1.1%	2,243	1.2%	12,669	1.3%	25,168	1.4%
利用交通手段「不詳」	1,550	1.6%	1,391	0.7%	16,184	1.6%	13,809	0.8%

出典：船橋市自転車活用推進計画(令和4年度)

資料：令和2年度国勢調査 ※複数回答のため、交通手段別の人数の合計と総数は一致しない。



自転車利用者は市内に通勤・通学している約9万4千人の30%の約2万8千人、市外に通勤・通学している約19万4千人の11.4%の約2万2千人となり、身近な乗り物です。

また、船橋市は、千葉県と比較すると自転車を利用する割合が高くなっています。

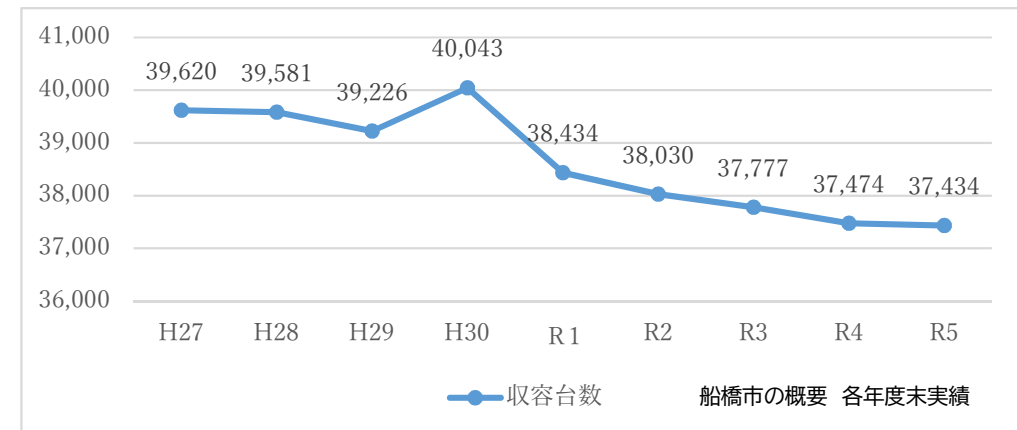
(2) 船橋市の年齢区分別将来人口推計



船橋市の生産年齢人口(15~64歳)は、令和10(2028)年まで緩やかに増加し、その後減少します。老年人口(65歳以上)は、増加し続け、今後10年程度は特に75歳以上の高齢者の割合が増加する見込みです。

3. 本市の駐輪環境

(1) 駐輪場収容台数



新たに津田沼駅第6駐輪場を設置したり、2段ラックでの収容台数の増加を図っておりますが、駐輪台数の見直しや駐輪場の廃止があったため、計画策定時と比較して減少しています。

(2) 放置自転車台数



放置自転車は解消していませんが、台数は減少しています。

4. 新たな課題

放置自転車の台数は減少していますが、原付等の新たな基準の追加への対応、市営駐輪場のない駅での市の対応、外国人に対する放置に関する啓発など、新たな課題が生じています。

5. 現行計画での主な取組みと課題

番号	現行計画の施策	現行計画の施策の取組み	現行計画の主な取組み	現行計画の主な課題
【方針1】駐輪場の確保や既設駐輪場の利用促進				
1	将来需要予測に基づいた市営駐輪場の確保	①駐輪場の新設 ②路上駐輪場の新設の検討 ③長期安定的な用地の確保	①西船橋駅第10駐輪場の増設(令和元年度 3,080台) 津田沼駅第6駐輪場の新設(令和5年度 59台)等 計3,867台	・駅に近く、利用しやすい駐輪場用地の確保が困難 ・民営駐輪場の状況変化、利用状況把握をしていない ・市営駐輪場のない駅を含めた市全体の整備方針等がない
2	既設駐輪場の利用促進	①駐輪場への案内・誘導 ②駐輪場利用への付加価値の創出	①現計画の策定に合わせて行った料金改定によって、段階料金制となったことで、利用促進が図られた。 ①空きが生じている駐輪場の利用実態を調査し、縮小した。	
3	駐輪場料金の改定	駐輪場ごとの利便性に応じた料金設定	現行計画の策定に合わせて料金を改定したが、現計画期間中は新型コロナウイルス感染症の影響による駐輪場需要が読めなかったこと、また、光熱費や人件費等の上昇の継続性が不明確であったことから、料金の見直しを延期した。	・民営駐輪場との料金格差
4	民間事業者への助成制度	民間の駐輪場整備の助成制度の検討	検討の結果、市の予算の範囲内で事業を行うこととされた。	・駐輪場の需要の高い駅においては駐輪場以外の土地利用の需要が高いことから促進を図ることが困難
【方針2】多様な需要に応じた駐輪場の確保				
5	目的施設やまちの特性に対応した駐輪場の確保	①一定時間無料化後の課金制の導入の検討 ②コミュニティサイクルなど、自転車利用者のニーズに対応	①日ぎめ機械式駐輪場で一定時間無料化を導入した。 導入箇所 令和6年12月 11箇所 ②一部駐輪場内にシェアサイクル置場を設置	
6	駐輪場の利便性・サービスの向上	①利用者の利便性に配慮した施設・設備の改善 ②駐輪場の防犯・安全性の向上 ③管理運営体制の充実 ④自動二輪車(原付2種)駐車場の受け入れ	①日ぎめ機械式駐輪場11箇所 で交通系IC決済に対応した。 ①整理員のいる南船橋駅第1駐輪場で24時間支払い可能な日ぎめ券売機を設置した。 ②一部駐輪場で防犯カメラ設置、LED照明を導入した。 ④駐輪場10箇所 で原付2種を受け入れた。	・障害者、高齢者、子育て世代等への対応 ・大型・重量化した子乗せ電動アシスト自転車等への対応 ・特定小型原動機付自転車や新基準原付への対応
【方針3】放置自転車対策の強化				
7	放置実態に応じた対策の実施	①放置禁止区域の見直し ②放置実態に応じた放置防止対策の実施 ③効果的・効率的な撤去作業の検討	①船橋駅、南船橋駅の放置禁止区域の見直しを実施した。 ②船橋駅、下総中山駅、北習志野駅などで民間事業者等に放置自転車対策の協力を依頼した。 ②機械式駐輪場での放置を即時撤去の対象とした。 ③同一場所での同日中に複数回の撤去を実施した。 ③市民等からの情報を街頭指導員の配置へ反映した。	・放置禁止区域の設定から30年以上経過し、見直しが必要
8	撤去自転車等の保管・処分の効率化	①引取り率の向上 ②警察との連携体制の強化	①引取率は43%～48%で推移している。 ②警察と定期的に防犯登録に基づく放置自転車の照会を行った。	・自転車の撤去移送や保管場所の運営に費用がかかる
9	放置防止に関する啓発活動	①街頭指導員の活用・レベルアップ ②駅前放置自転車クリーンキャンペーンの充実 ③自転車等を放置しにくい雰囲気づくり	①街頭指導員のマニュアルに事例集を追加した。 ②千葉県自転車軽自動車商協同組合船橋支部にも参加協力を得て各店舗にポスター掲出を行った。 ③放置禁止区域啓発看板及び標識の5年1サイクルの定期的な書換えや効果的な場所への移設を実施した。	・放置自転車の台数は減少しているが、解消には至らない ・令和5年度の放置自転車等に係る引取通知の対象の約12%が外国人
【方針4】市民・関係事業者との連携・協力				
10	駐輪場附置義務条項の見直し	先進市における効果的な事例の研究	見直しを行っている自治体の調査を実施した。	
11	事業者による駐輪場整備の促進	①鉄道事業者による駐輪場整備や用地提供 ②商業事業者等による駐輪場設置の促進	①鉄道事業者から借地し、駐輪場用地を運営している。 ②駐輪場附置義務条項の対象となる商業施設等に、必要な収容台数の確保するように指導を実施している。	・駐輪需要の高い駅周辺では鉄道事業者の新たな駐輪場用地の確保も困難
12	自転車関係者の放置防止に関する協力体制確立	①鉄道事業者との連携 ②民間事業者との連携 ③警察との連携	①鉄道事業者からは駐輪場の整備や用地の借地協力、自転車等の放置防止啓発活動の協力を得ている。 ②民間事業者とは連携して放置自転車対策を行っている。 ③警察からは夜間のパトロール等の協力を得ている。	

6. 他市の策定状況

「自転車等の駐車対策に関する総合計画」だけでなく、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」の内容を包含した「自転車活用推進計画」として策定している自治体もあります。

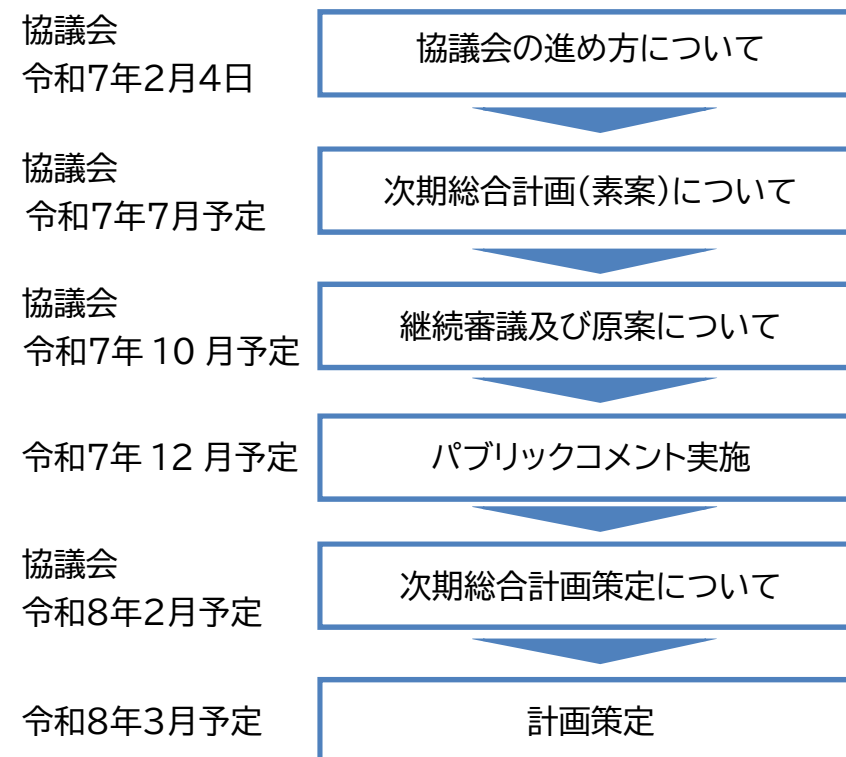
●他市での計画での取組み

取組み	自治体数		自治体数
駐輪場の広報	13	計画的設置	22
公営駐輪場への誘導	4	民営補助	14
料金設定	17	啓発	21
対象車種拡大	17	店舗連携した啓発	3
民間との協働	3	放置禁止区域	6
駐輪需要・一時定期	7	撤去	16
維持管理・修繕	11	引取促進	1
適正利用・不正対策	1	売却	2
安全環境	3	放置対策DX化	4
支払方法のICT化	14	附置義務	17

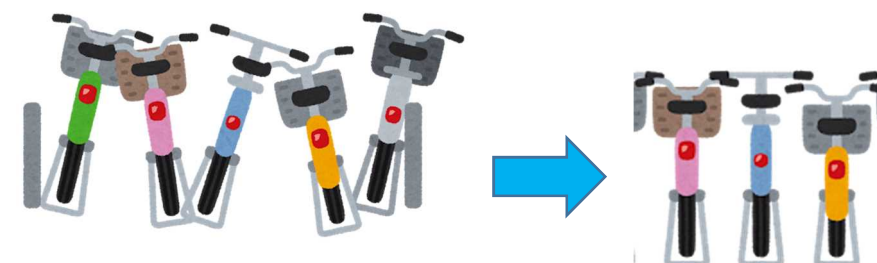


計画を策定している28自治体に照会を行い、駐輪場を計画的に設置することが最も多く、次いで放置に対する啓発、料金設定、対象車種拡大と続きました。

7. 計画策定の流れ(案)



現在、このような進め方を考えておりますが、審議の進み具合により変更させていただくこともありとおもいますので、よろしくお願いいたします。



■将来駐輪需要予測結果

駅名	駐輪場収容可能台数			将来需要 予測台数 ⑤	将来過不足 台数 (⑥-⑤) ⑦
	市営 駐輪場	民間 駐輪場	合計 ⑥		
船橋駅	9,390	1,222	10,612	11,881	-1,269
東船橋駅	3,458	0	3,458	3,823	-365
J R西船橋駅	8,111	380	8,491	9,929	-1,438
京成西船橋駅	0	500	500	129	371
船橋法典駅	2,050	805	2,855	2,551	304
原木中山駅	720	148	868	617	251
下総中山駅	2,000	338	2,338	2,809	-471
南船橋駅	1,255	0	1,255	1,329	-74
新船橋駅	350	54	404	106	298
塚田駅	150	554	704	767	-63
津田沼駅	420	1,405	1,825	2,808	-983
薬園台駅	1,550	0	1,550	1,544	6
習志野駅	480	200	680	693	-13
北習志野駅	3,257	969	4,226	4,651	-425
高根公団駅	2,290	452	2,742	2,312	430
滝不動駅	70	350	420	465	-45
三咲駅	200	1,030	1,230	974	256
二和向台駅	3,520	100	3,620	2,866	754
小室駅	1,300	0	1,300	504	796
東海神駅	1,120	107	1,227	347	880
飯山満駅	1,875	580	2,455	2,082	373
船橋日大前駅	849	0	849	877	-28
京成海神駅	100	0	100	118	-18
大神宮下駅	172	36	208	90	118
三山車庫	260	0	260	95	165
馬込沢駅	0	1,399	1,399	1,272	127
前原駅	0	172	172	150	22
高根木戸駅	0	328	328	225	103
東中山駅	0	330	330	180	150
船橋競馬場駅	0	344	344	230	114
将来不足台数合計					-5,192

■各駅等駐輪場整備計画一覧（増設・新設箇所のみ）

駅名	前 期 （平成28年度 ～令和2年度）	後 期 （令和3～7年度）	整備 台数	駅計
船橋駅	第9駐輪場：階層化	駅北側：駐輪場用地確保・新設整備を検討	400	1,300
	駅南西側：駐輪場用地確保・新設整備		700	
	駅南西側：南口地下改修による増設		200	
東船橋駅	駅北側：駐輪場用地確保・新設整備を検討		600	600
西船橋駅	第10駐輪場：階層化		1,300	1,900
		第7駐輪場を増設	600	
下総中山駅	駅北側：施設利用者用の駐輪場確保を検討		200	500
	J R高架下増設協議、駐輪場新設		300	
南船橋駅		駅前市有地内の駐輪場整備	1,400	1,400
塚田駅	民間駐輪場の増設協議		70	70
津田沼駅	第4駐輪場：階層化を検討		300	1,000
		東部公民館の建替えに合わせ駐輪場の確保を検討	300	
	駐輪場用地確保・新設整備を検討、民間駐輪場の増設協議		400	
習志野駅		第2駐輪場：2段式ラック導入により増設	20	20
北習志野駅	駅前広場に機械式地下駐輪場の新設を検討		200	460
	駅東側：施設利用者用の駐輪場確保を検討		200	
	駅西側：民間駐輪場の増設協議		60	
滝不動駅	民間駐輪場の増設協議		110	110
船橋日大前駅		西口第1駐輪場：2段式ラック導入により増設	30	30
京成海神駅		2段式ラック導入により増設	20	20
合計				7,410



■各駅等駐輪場整備計画対応状況

駅名	前 期 （平成28年度 ～令和2年度）	後 期 （令和3～7年度）	増台数	駅計
船橋駅	第9駐輪場：階層化	駅北側：駐輪場用地確保・新設整備を検討 第11駐輪場：2段ラック導入により増設	78	473
	第16駐輪場：新設 第7,8駐輪場：廃止		395	
	駅南西側：南口地下改修による増設			
東船橋駅	駅北側：駐輪場用地確保・新設整備を検討			
西船橋駅	第10駐輪場：2段ラック導入		3,080	3,080
		第7駐輪場を増設		
下総中山駅	駅北側：施設利用者用の駐輪場確保を検討			
	J R高架下増設協議、駐輪場新設			
南船橋駅		駅前市有地内の駐輪場整備		
塚田駅	民間駐輪場の増設協議			
津田沼駅	第4駐輪場：2段ラック導入		177	236
		東部公民館の建替えに合わせ駐輪場の確保を検討		
	駐輪場用地確保・新設整備を検討、民間駐輪場の増設協議	第6駐輪場：新設	59	
習志野駅		第2駐輪場：2段式ラック導入により増設		
北習志野駅	駅前広場に機械式地下駐輪場の新設を検討			78
	駅東側：施設利用者用の駐輪場確保を検討 第8駐輪場：2段ラック導入により増設		78	
	駅西側：民間駐輪場の増設協議			
滝不動駅	民間駐輪場の増設協議			
船橋日大前駅		西口第1駐輪場：2段式ラック導入により増設		
京成海神駅		2段式ラック導入により増設		
合計				3,867

「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画」(中間評価)

1 中間見直し(中間評価)について

平成 28 年 3 月に策定した「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画」(以下「本計画」という。)は、放置自転車の解消を効果的かつ効率的に推進するため、10 年間の計画期間(平成 28 年度～令和 7 年度)を定め計画を策定しており、計画期間の中間年度(令和 2 年度)で自転車を取り巻く社会環境の変化や法制度の改正等を踏まえ、見直しを行うこととされております。この 5 年間(平成 28 年度～令和 2 年度)で自転車等駐車対策に関わる法制度の改正等はなかったものの、自転車を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、中間見直しにあたり中間評価を行いました。中間評価では本計画で取り組むべき施策として実施した「駐輪場の確保や既設駐輪場の利用促進」や、「放置自転車対策の強化」など 4 つの方針と 12 の個別施策からなる放置自転車対策の 5 年間の取組の進捗について、船橋市自転車等駐車対策協議会委員(以下「委員」という。)からは「概ね順調」との評価をいただきました。このことを踏まえ、中間見直しは行わず引き続き現計画を推進することとし、中間評価として取りまとめました。また、この中間年度までの主な成果として本計画策定前に比べ市内の放置自転車数が約 3 割減少しております。

2 今後の取組

委員からの意見を踏まえた今後の取組については、「概ね順調」と評価された「放置防止に関する啓発活動」など 10 項目の施策については、引き続き施策を継続していきます。また、「やや遅延」と評価された「既設駐輪場の利用促進」など 2 つの施策については、委員からいただいた意見をもとに更なる対策を検討してまいります。さらに、新型コロナウイルス感染症対策として、テレワーク等の導入により通勤・通学時の駐輪需要にも変化が生じることが予測されることから、今後の利用状況を注視し、利用者ニーズに合わせた整備方針を検討していきます。

3 船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画 個別施策の取組に対する中間評価と今後の取組

方 針		進捗評価		*進捗評価 A:概ね順調 B:やや遅延 C:遅延 D：何も出来ていない		今後の取組	
施 策		評価		取組の評価			
1 駐輪場の確保や既設駐輪場の利用促進を目指します							
1 将来需要予測に基づいた市営駐輪場の確保		A	・計画策定前に比べ放置自転車等が約3割減少。 ・取組を行った駅では、計画策定前に比べ収容台数が約1割増加。 収容台数が増加したことにより放置自転車が減少する効果があらわれている。 050100		①駐輪場の収容能力向上を継続して推進する。 ②新しい生活様式など駐輪需要に対応した整備方法の検討。 ③駐輪場の適地の調査の実施。		
取組内容（平成28年度～令和2年度） ①2段式ラックの導入や用地の拡張による駐輪場の新設及び増設を実施。 （約2,500台：船橋駅、西船橋駅、下総中山駅、津田沼駅、北習志野駅）							
2 既設駐輪場の利用促進		B	・空きの生じている駐輪場への案内や誘導は、付加価値の創設も含め進んでいない。 空きの生じている駐輪場の有効利用を図るための新たな取組を検討する必要がある。 050100		①街頭指導員による案内や誘導を引き続き行う。 ②空きの生じている駐輪場に対する他市の取組を調査する。 ③利用者アンケートによる有効利用方法の検討。		
取組内容（平成28年度～令和2年度） ①街頭指導員による市営駐輪場の案内、誘導を実施。 ②空きが生じている駐輪場の利用実態を調査。							
3 駐輪場料金の改定		A	・計画策定前に比べ放置自転車等が約3割減少。 ・計画策定前に比べ空きの生じていた駐輪場の利用率が向上。 空きの生じていた駐輪場の利用申込が増加し、利用促進が図られ放置自転車等が減少している。 050100		①新たな料金制度の情報収集。 ②適正な受益者負担に応じた料金体系を検討する。		
取組内容（平成28年度～令和2年度） ①駐輪場毎の利便性に応じた5段階の料金改定（平成28年度）を実施。							
4 民間事業者への助成制度		B	・助成制度の導入は進んでいない。 制度を導入している近隣市は少なく、制度の利用実績も少ない中で本市での利用促進が図れるのか、導入市での問題等を詳細に検討する必要がある。 050100		①助成制度導入の継続検討。 ②市整備と民間整備の費用対効果の比較・研究。		
取組内容（平成28年度～令和2年度） ①近隣他市の導入状況の調査を実施。							
2 多様な需要に応じた駐輪場の確保を図ります							
5 目的施設やまちの特性に対応した駐輪場の確保		A	・計画策定前に比べ放置自転車等が約3割減少。 ・駅周辺で買い物等の短時間利用者が一定時間無料で利用できる駐車スペースを確保した。 買い物などの短時間利用者が一定時間無料で利用できる駐車スペースを確保するなどの利用促進を図ったことで、放置自転車等が減少するなど取組の効果が出ている。 050100		①利用者のニーズや土地利用の変化に合わせた駐輪場配置と料金体系を検討する。 ②新たな制度等の情報収集。		
取組内容（平成28年度～令和2年度） ①駅周辺の一時利用機械式駐輪場で一定時間無料化を導入。 （船橋駅、東船橋駅、西船橋駅、船橋法典駅、北習志野駅）							
6 駐輪場の利便性・サービスの向上		A	・利便性や防犯、安全性の向上のための施設や設備の改善を行った。 ・空きの生じている駐輪場に自動二輪車（原付2種）の受け入れを実施した。 設備等の改善により利用者の利便性などが向上している。 050100		①駐輪場の整備にあわせて施設、設備の改善を引き続き実施。 ②新しい生活様式に応じた設備の導入を検討する。 ③駐輪場の実態に合わせた防犯・安全性の向上を引き続き実施。 ④他市の事例等を調査・研究を継続実施。 ⑤利用率の低い既設駐輪場では、自動二輪車（原付2種）の利用動向を注視し引き続き検討する。		
取組内容（平成28年度～令和2年度） ①既設駐輪場の改修や、新設の際に交通系ICカードや電子マネー決済に対応した精算機を導入。 ②防犯カメラ、LED照明の設置を実施。 ③指定管理者制度の導入について検討。 ④自動二輪車（原付2種）の駐輪スペースを確保し受け入れを実施。 （船橋駅、東船橋駅、原木中山駅、小室駅、東海神駅、飯山満駅、大神宮下駅）							
3 放置自転車対策の強化を図ります							
7 放置実態に応じた対策の実施		A	・計画策定前に比べ放置自転車等が約3割減少。 ・施設への直接的な指導や1日を通しての撤去の導入などの放置防止対策を実施し、放置自転車等の削減を図った。 1日を通しての撤去・移送を行うなどの効果的な放置防止対策の実施により、放置自転車等が減少するなどの効果がでている。 050100		①放置自転車等の実態に即した放置禁止区域の見直しを検討する。 ②施設管理者等に放置自転車対策の協力依頼を継続実施。 ③他市の先進的な取組の調査研究。		
取組内容（平成28年度～令和2年度） ①駅周辺の放置自転車等が多いところに放置禁止区域の設定を実施。（船橋駅） ②自転車等の放置が見られる施設に、改善の申し入れと放置防止の協力依頼を実施。 ③専任の職員を配置。（平成27年度～） ④午前か午後のいずれか半日で行っていた撤去・移送を、午前と午後の1日を通して実施。							

方 針		進捗 評価	* 進捗評価 A:概ね順調 B:やや遅延 C:遅延 D：何も出来ていない	今後の取組
施 策			取組の評価	
4	8 撤去自転車等の保管・処分の効率化	A	・計画策定前に比べ保管自転車等の引取り率が約1割向上。 引取り通知の送付により引取り率が向上していること、また引取りのない自転車等は売却により現金化することで保管場所の効率化が図れている。 050100	①他市の先進的な取組方法を調査研究し、保管場所の効率的な運営方法を検討する。 ②警察との連携強化を継続実施。 ③撤去を実施する時間や曜日などを研究し、効率的・効果的な方法を検討する。
	9 放置防止に関する啓発活動		・計画策定前に比べ放置自転車等が約3割減少。 街頭指導員を効果的に配置するなど放置しにくい環境を作ることで、放置自転車等が減少し取組の効果が出ている。 050100	①各駅の放置状況に応じた街頭指導員の配置を検討する。 ②利用者からの意見や要望などの事例をまとめ、街頭指導員の研修等で活用するマニュアル作成を検討する。 ③近隣他市の放置防止に関する実施方法等の調査を実施し効果的な活動方法を研究。 ④放置禁止区域標識や啓発看板等の計画的な更新。
	4 市民・関係事業者との連携・協力を推進します			
	10 駐輪場附置義務条項の見直し	A	・放置自転車が顕在化している施設等に附置義務用途施設の拡充を図っている事例が得られた。 自転車等利用者の商業施設の利用状況や駐輪実態を踏まえて、本市の現状に即した附置義務施設の用途区分の拡大や店舗面積基準等について検討する必要がある。 050100	①用途区分の拡大や店舗面積基準等の検討。 ②施設利用者の目的に応じた料金体系の促進。
	11 事業者による駐輪場整備の促進		・鉄道事業者からは、駐輪場用地を最も多く借用できている。 ・鉄道事業者等が駐輪場の整備・運営を行っている。 鉄道事業者からは市営駐輪場用地の借地協力を受けることができ、また鉄道事業者等が主体的に駐輪場の整備・運営を行うなど駐輪場整備の促進が図られている。 050100	①施設利用者の駐輪場の整備等について事業者に協力依頼を実施する。 ②駐輪場設置の指導を強化。 ③新たなまちづくりなどにあわせて駅周辺の駐輪場設置の指導を実施する。
	12 自転車関係者の放置防止に関する協力体制確立	A	・計画策定前に比べ放置自転車等が約3割減少。 グリーンキャンペーンを連携して実施することで放置自転車等について意識の共有が図れているとともに、放置自転車等の減少に効果が出ている。 050100	①鉄道事業者に駐輪場の整備や用地の借地協力、自転車等の放置防止啓発活動の協力要請。 ②民間事業者に駐輪場の整備や駐輪スペースの確保の要請。 ③警察関係者に駅前放置グリーンキャンペーンへの参加協力の要請。
	取組内容（平成28年度～令和2年度） ①民間施設に自転車の放置防止の協力の申し入れを実施。 ②鉄道事業者、民間事業者、警察関係者の駅前放置グリーンキャンペーンへの参加協力。			

船橋市

自転車等の駐車対策に関する総合計画

【概要版】



平成28年3月
船 橋 市

船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画

【概要版】



目 次



1. 総合計画の基本事項 -----	1
(1) 目的と背景 -----	1
(2) 上位・関連計画における自転車の位置づけについて -----	1
(3) 目標年次 -----	1
(4) 推進体制 -----	1
(5) 対象地域 -----	1
2. 現状と課題の整理 -----	2
(1) 本市の駐車対策 -----	2
(2) 各駅等周辺の駐輪実態調査結果 -----	3
(3) 駐輪場利用者等の意識調査結果 -----	3
(4) 放置自転車対策の方向性について -----	3
3. 基本理念と基本方針 -----	4
(1) 基本理念 -----	4
(2) 基本方針 -----	4
(3) 目標 -----	4
4. 個別施策 -----	5
5. 各駅等の放置自転車対策 -----	7
(1) 基本的な考え方 -----	7
(2) 基本コンセプト -----	7
(3) 各駅等の放置自転車対策方針 -----	8



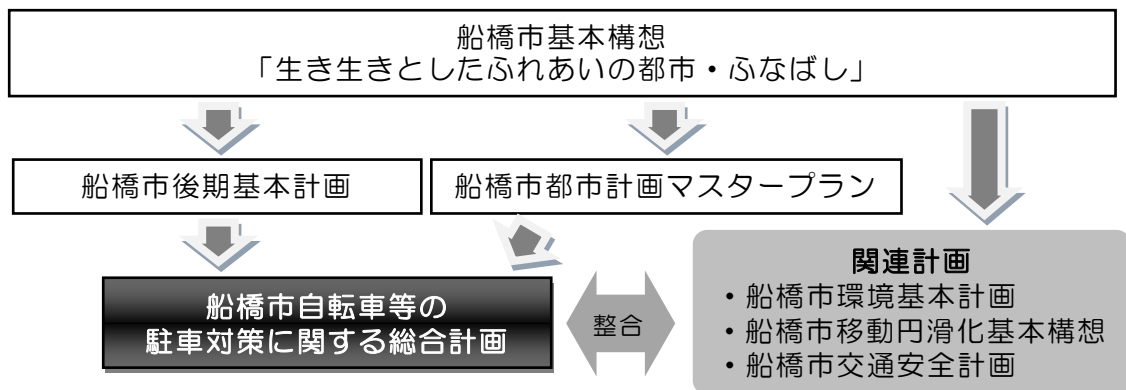
1. 総合計画の基本事項

(1) 目的と背景

自転車等の放置対策について、船橋市では、市内 23 駅及び三山車庫バス停（以下「駅等」という。）周辺に 80 箇所の駐輪場の整備、放置自転車等の撤去、放置防止の啓発活動等の自転車等放置防止対策を行ってきましたが、放置自転車等の撤去台数は毎年 1 万台を超えている状況にあります。

このような背景を踏まえ、船橋市において、これまで行ってきた自転車等放置防止対策を見直し、その対策を効果的・効率的に実現するため、10 年後の目標と目標を達成するための基本理念等を定め、「自転車安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（以下「自転車法」という。）」第 7 条第 1 項に基づき、船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「本計画」という。）を策定します。

(2) 上位・関連計画における位置づけについて



(3) 目標年次

本計画の目標年次は、平成 37 年度と設定し、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を計画期間とします。なお、自転車を取り巻く社会環境の変化や法制度の改正等を踏まえ、中間見直しを行うこととします。

(4) 推進体制

本計画に基づく施策を強力に推進していくため、市民、関係事業者および船橋市が近隣市や警察と連携し、『めざすべき姿：誰もが利用しやすい、人にやさしいみちづくりを進めることにより、安全で安心して暮らせるまち』の実現のために相互に協力しながら、主体的に取り組んでいきます。



(5) 対象地域

船橋市全域を対象とします。



2. 現状と課題の整理

(1) 本市の駐車対策

本市では、昭和 57 年に「船橋市自転車の安全利用に関する条例」を制定し、放置自転車を整理・撤去してきましたが、なお相当数の自転車が放置されていたことから、新たに「船橋市自転車等の放置防止に関する条例」を施行（昭和 62 年 4 月）し、駅周辺を中心とした公共の場所における自転車等の放置の防止に努めてきました。

平成 7 年 2 月には、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するための機関として「船橋市自転車等駐車対策協議会」を設置し、鉄道事業者等や学識経験者、船橋商工会議所及び商店会、自治会等の代表者など、駐車対策に関わる各主体の協力を得ながら、自転車等放置禁止区域の指定や放置自転車等の撤去（移送・保管）、駐輪場の整備、一定の用途・規模の民間建築物の新增築に対する駐輪場の附置義務（努力義務）などによって、駐車対策の総合的推進を図ってきました。

船橋市の主な駐車対策等		※数値は平成 26 年 4 月 30 日時点
駐輪場の確保	■市営駐輪場の整備 ➡ 市内 23 駅 1 停留所周辺 80 箇所 収容台数：自転車約 38,000 台、原付約 2,300 台、計約 40,000 台	
	■駅前広場や広幅員歩道等を活用した路上駐輪場の設置 ➡ 船橋駅第 7 他 16 箇所 約 3,600 台	
	■駅前の地下駐輪場の設置 ➡ 船橋駅南口 約 1,500 台	
	■条例に基づく民間建築物への駐輪場の附置に関する努力義務	
放置自転車等の撤去	■自転車等放置禁止区域の指定及び周知 ➡ 市内 26 駅 1 停留所周辺の指定、看板・路面表示による啓発	
	■放置自転車等撤去の実施 ➡ 年間 429 回、11,574 台（H25 年度実績）保管場 7 箇所	
	■市民からの苦情・要請に対応した撤去活動 ➡ 随時実施	
利用マナーの向上	■街頭指導員による放置自転車防止の啓発 ➡ 週 5 日 3 時間、82 名体制	
	■駅前放置自転車クリーンキャンペーン ➡ 毎年 10 月から 11 月にかけて、関係機関・地域団体等と協力して自転車利用者への放置防止の啓発を図る	
	■交通安全教育の推進支援 ➡ 市交通安全指導員を派遣し、保育園、幼稚園、小学校、老人クラブ等で交通安全教室を開催（船橋市 市民安全推進課所管）	
自転車走行環境整備	■自転車走行レーンの設置 ➡ 市道 00-044 号線に 550m の自転車走行レーンを整備（船橋市 道路建設課所管）	



（２）各駅等周辺の駐輪実態調査結果

各駅等周辺の駐輪実態調査結果（平成 25 年 9 月実施）より、各駅等周辺における駐輪状況に関わる現状を整理します。

駐輪場利用台数と放置自転車台数の合計である各駅等周辺の乗り入れ台数について見てみると、船橋駅でもっとも多く約 10,000 台、次いで西船橋駅で約 6,500 台、北習志野駅で約 3,300 台となり、津田沼駅、東船橋駅、下総中山駅と続きます。

（３）駐輪場利用者等の意識調査結果

市民意識アンケート、駐輪場利用者アンケート、買い物等短時間駐輪目的の自転車利用者へのアンケート調査を実施しました。

①駐輪場（自転車）利用目的について

- 市民の利用目的：買物が約 6 割、通勤が約 3 割
- 駐輪場利用者の目的：通勤・通学が約 9 割
- 駐輪場から目的地までの交通手段：鉄道が 9 割

②駐輪場へのニーズについて

- 駐輪場利用の選択で重視すること：「駅に近い」、「駐輪場利用料金」
- 買い物等で駐輪場を利用する利用者：より目的施設に近い駐輪場を望む傾向

③利用料金及び料金体系について

- 利用料金について：現在の駐輪場料金は「妥当」が 6 割
- 今後の望ましい料金体系：「鉄道駅からの距離」、「設備の充実度」や「市内・市外在住者」で料金差を設定（料金格差は 1.5 倍程度が望ましいが約 7 割）

④放置自転車対策について

- 望まれている放置自転車対策：「市営駐輪場の増設」「駐輪場の短時間利用の無料化」「商店街や店舗等に駐輪場の設置を義務づける」「放置自転車の撤去」

⑤市営駐輪場の運営等について

- 市民意識調査と駐輪場利用者アンケートで傾向に違いがあるため、他市の事例等も参考にしながら、船橋市における望ましい方向を検討

（４）放置自転車対策の方向性について

現状や調査結果を踏まえ、以下のような方向性について検討する必要があります。

1）駐輪場に関する方向性

①駐輪場の増設・新設について

- 【方向性①】：駐輪場の増設や新設
- 【方向性②】：民間事業者による駐輪場整備の支援

②既設駐輪場の有効活用及び料金改定について

- 【方向性①】：空きのある既設駐輪場の有効活用の方法
- 【方向性②】：駐輪場の利便性や充実度の向上、料金格差の導入などの料金改定

③目的施設に対応した駐輪場の設置について

- 【方向性①】：目的施設である鉄道事業者や商業施設事業者と連携・協力のあり方
- 【方向性②】：目的施設設置者と連携・協力した駐輪場の確保、買い物等短時間料金無料制度の導入、及び駐輪場附置義務条項の見直し

2）放置等に関する方向性

①放置実態に応じた対応について

- 【方向性】：新たな放置禁止区域の指定などの放置実態に応じた放置自転車対策

②撤去自転車等の保管について

- 【方向性】：撤去自転車の保管・返還・処分業務を見直し、保管場所の回転率の向上

③放置自転車等に関する街頭指導業務について

- 【方向性】：街頭指導体制の見直しなどによる指導強化



3. 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

市民、事業者、行政が相互に連携・協力して自転車等に関する
さまざまな課題に主体的に取り組むことで、
放置自転車等のない歩行空間を確保し、
行きかう誰もが快適に暮らせるまちを目指します。

(2) 基本方針

総合計画では、基本理念を踏まえ、以下の4つの方針を柱として、取り組みを進めます。

方針1：駐輪場の確保や既設駐輪場の利用促進を目指します

- 駅毎に将来駐輪需要予測の結果を踏まえ、必要な駐輪台数の確保を目指します。
- 既設駐輪場の利用促進を図ります。
- 料金格差の導入など料金改定を検討し、利用率の平準化を図ります。
- 民間参入の促進を図ります。

方針2：多様な需要に応じた駐輪場の確保を図ります

- 買い物等の利用に対応した駐輪場の確保を目指すとともに、まちの特性に応じた自転車利用の方法を検討します。
- 駐輪場利用者の多様なニーズに対応するため、既設駐輪場の利便性・サービスの向上を図ります。

方針3：放置自転車対策の強化を図ります

- 駐輪場の整備状況を勘案しながら、放置実態に応じた禁止区域の見直しを進めます。
- 撤去自転車の引取り率の向上を図ることで、保管場所の効率的な運用を目指します。
- 啓発活動では、街頭指導員の効果的・効率的な配置や指導力のレベルアップを図ります。さらに、放置防止に関する啓発活動の推進に努め、自転車等を放置しにくいまちを目指します。

方針4：市民・関係事業者との連携・協力を推進します

- 鉄道事業者や商業事業者等と連携・協力した駐輪対策を検討します。
- 駐輪場附置義務条項については、現在の条例をより効果的にするための研究を行います。
- 警察等の関係機関や、地域団体等との連携・協力による放置防止活動の推進を図ります。

(3) 目標

平成25年9月に実施した各駅等周辺の駐輪実態調査結果をもとに将来駐輪需要予測を行い、将来的に不足する駐輪台数を推計し、放置自転車等を収容できる駐輪場の整備を平成37年度までに実施していきます。



4. 個別施策

基本理念・基本方針を受け、取り組むべき施策を示します。

方針1：駐輪場の確保や既設駐輪場の利用促進を目指します

＜施策1＞将来需要予測に基づいた市営駐輪場の確保

取組内容	将来的に駐輪場が不足する駅では、既存駐輪場の立体化等による収容能力の向上を図った上で、更に不足する台数については、各駅周辺のまちの現状や特性を踏まえて、駐輪場を新設します。歩行者空間の確保を前提に、警察及び道路管理者と協議の上、路上駐輪場の新設も検討します。
------	---

＜施策2＞既設駐輪場の利用促進

取組内容	①駐輪場への案内・誘導：鉄道事業者、商業事業者等と連携・協力し、一時利用駐輪場及び空き駐輪場への自転車等利用者の誘導を行います。 ②駐輪場利用への付加価値の創出：買い物等の利用が想定される既設駐輪場では、商業施設事業者や商店街等と連携して、駐輪場の利用者に対するサービス・特典の提供やポイント制度の導入等による利用促進を検討します。
------	--

＜施策3＞駐輪場料金の改定

取組内容	駐輪場の位置関係や駐輪施設の形態等を踏まえて、駐輪場ごとの利便性に応じた料金設定に改定します。 具体的には、アンケート調査結果より、駐輪場を利用する際にもっとも重視されるのは「駅に近い」や「料金が安い」であることから、駅からの距離等による料金格差の導入を行います。
------	--

＜施策4＞民間事業者への助成制度

取組内容	駐輪場が不足している駅における民間駐輪場の新たな整備を促進するため、助成制度を検討します。
------	---

方針2：多様な需要に応じた駐輪場の確保を図ります

＜施策5＞目的施設やまちの特性に対応した駐輪場の確保

取組内容	通勤・通学利用を主な目的とする現在の日ぎめ利用とは別に一定時間無料化後の課金制の導入（時間単位）を検討します。 買い物等の自転車利用については、小規模な駐輪スペースの分散配置が効果的であると考えられるため、路上を活用した小規模駐輪場なども合わせて検討します。 また、まちの特性を調査し、コミュニティサイクル等の自転車利用形態を研究するなど、自転車利用者のニーズに対応します。
------	--

＜施策6＞駐輪場の利便性・サービスの向上

取組内容	①利用者の利便性に配慮した施設・設備の改善：多様な車種に対応できる駐輪スペースの確保など、駐輪場施設・設備の改善を進めます。 ②駐輪場の防犯・安全性の向上：防犯カメラの設置、照明の改善など、防犯・安全性の向上を図ります。 ③管理運営体制の充実：委託による管理の改善とともに、民間事業者のノウハウを活かせる指定管理者制度導入を研究するなど、駐輪場管理運営体制の充実を図ります。 ④自動二輪車（原付2種）駐車場：駐輪場の空スペースを自動二輪車（原付2種）駐車場として活用を図ります。
------	---



方針3：放置自転車対策の強化を図ります

＜施策7＞放置実態に応じた対策の実施

取組内容	①放置禁止区域の見直し：駐輪場整備状況を勘案して、放置禁止区域の新規指定や指定拡大など、放置実態に応じた禁止区域の見直しを進めます。 ②放置実態に応じた放置防止対策の実施：放置台数が多い駅では、目的施設設置者と連携・協力して放置防止対策を行います。 ③効果的・効率的な撤去作業の検討：放置しにくい環境を作ったうえでの撤去等、効果的・効率的な撤去を研究します。
------	--

＜施策8＞撤去自転車等の保管・処分の効率化

取組内容	①引取り率の向上：自転車利用者が引取りやすい環境を整えることで、引取り率の向上を目指します。 ②警察との連携体制の強化：撤去自転車等の盗難届の確認や盗難自転車等の引き渡しについて効率化・迅速化を図ります。
------	--

＜施策9＞放置防止に関する啓発活動

取組内容	①街頭指導員の活用・レベルアップ：エリアマネージャー制の導入など、より効果的な街頭指導の方法を研究します。 ②駅前放置自転車クリーンキャンペーンの充実：駅前放置自転車クリーンキャンペーンを継続実施するなど、活動の充実を図っていきます。 ③自転車等を放置しにくい雰囲気づくり：放置自転車等の多い箇所では、看板・路面シート等による効果的な放置禁止の周知方法を研究して、自転車等を放置しにくい雰囲気作りや地域への啓発活動を図ります。
------	--

方針4：市民・関係事業者との連携・協力を推進します

＜施策10＞駐輪場附置義務条項の見直し

取組内容	船橋市自転車等の放置防止に関する条例に規定されている、施設の利用区分、店舗面積の算定方法などについて、先進市における効果的な事例を研究します。
------	---

＜施策11＞事業者による駐輪場整備の促進

取組内容	鉄道事業者については、鉄道事業者による自主的な駐輪場の整備・運営や、駅周辺用地の提供など、より積極的な役割を果たすものとします。 商店街における空き店舗や遊休地等を活用した共同駐輪場の整備や、商店街等従業員用駐輪場の整備、商業施設内のデッドスペースを活用した駐輪場整備等の促進に努めます。
------	--

＜施策12＞自転車関係者の放置防止に関する協力体制確立

取組内容	①鉄道事業者との連携：駐輪場用地として、高架下用地の提供等について積極的な協力を求めるものとします。 ②民間事業者との連携：店頭及びその周辺への放置自転車の防止のため、民間事業者に対して駐輪場又は駐輪スペースの確保について協力を求めるものとします。 ③警察との連携：自転車利用者に対する放置防止活動への協力を求めるものとします。
------	---



5. 各駅等の放置自転車対策

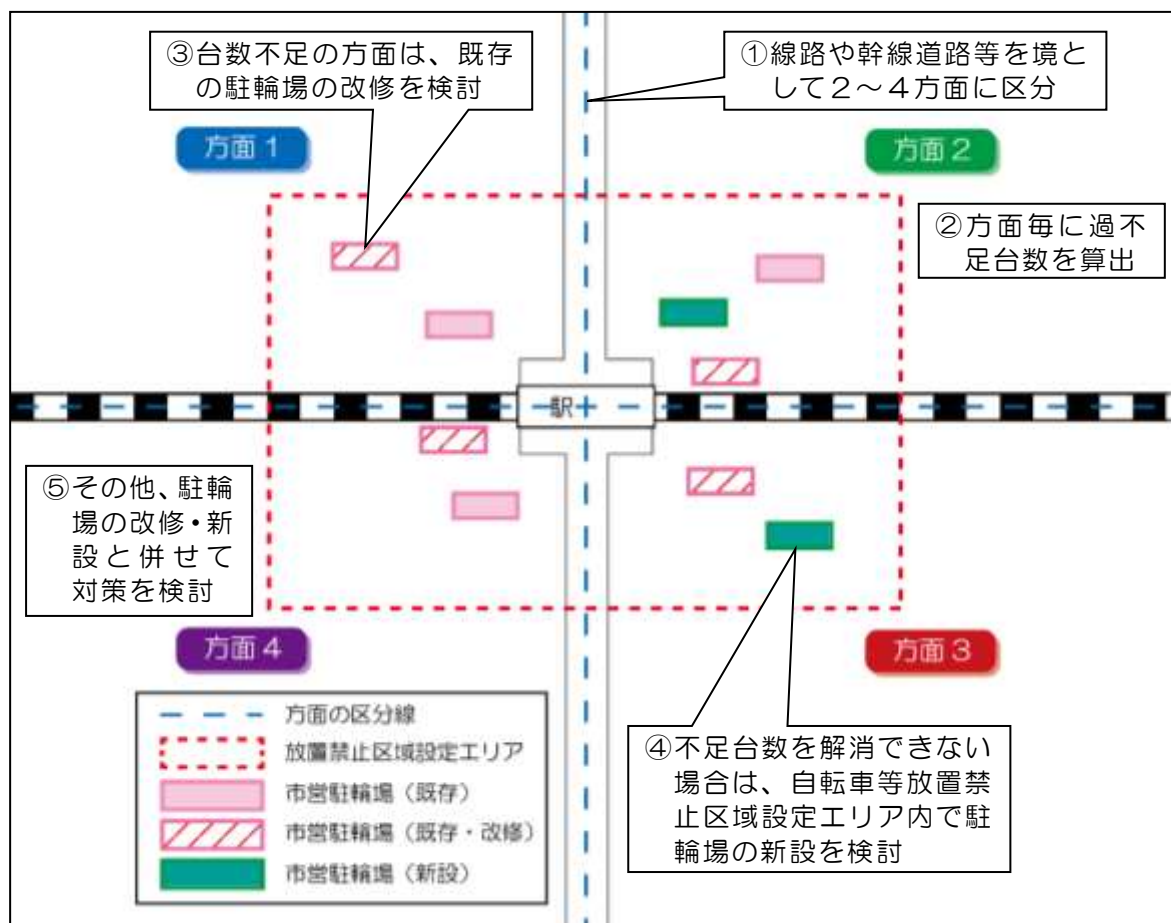
(1) 基本的な考え方

各駅等の放置自転車対策では、駅毎の現状と課題を整理し、対応方針をまとめるとともに、将来駐輪需要予測を行い、その結果に基づいて、将来的に不足する台数の駐輪場を確保することを目的とします。

(2) 基本コンセプト

各駅等における放置自転車対策の基本的コンセプトを以下のように設定します。

- ①駅等を中心に周辺の特性を踏まえ、大きな分断要素である線路や幹線道路等を境として2～4方面に区分
- ②方面毎に、現状の駐輪場収容可能台数と将来需要予測台数の差（将来過不足台数）を算出
- ③台数が不足となる方面については、既存の駐輪場の改修（台数の増設）を検討
- ④既存の駐輪場の改修等では不足台数を解消できない場合は、自転車等放置禁止区域設定エリア内で出来るだけ駅等に近い場所において、駐輪場の新設を検討
- ⑤その他、駐輪場の改修・新設と併せて、買い物等の施設利用者用の駐輪場確保、料金改定等による空きのある駐輪場の利用促進等を検討





(3) 各駅等の放置自転車対策方針

多くの駅がある中で、すべての駅を重点整備地区と設定することは困難なことから、各駅等における将来駐輪需要予測結果を踏まえ、駐輪場の不足台数が多くなると予想される上位6駅（船橋駅・東船橋駅・西船橋駅・下総中山駅・津田沼駅・北習志野駅）を重点整備地区として整備を進めます。

以下には、増設・新設が想定される駅名と整備台数を抜粋した一覧を示します。

表-各駅等駐輪場整備計画一覧（増設・新設箇所のみ抜粋）

駅名	前 期 (平成28年度～32年度)	後 期 (平成33年度～37年度)	整備 台数	(駅計)
船橋駅	方面2：第9階層化	方面1・2：駐輪場用地確保・ 新設整備を検討	400	1,300
	方面4：駐輪場用地確保・新設 整備		700	
	方面4：南口地下改修による増 設		200	
東船橋駅	方面1・2：駐輪場用地確保・ 新設整備を検討		600	600
西船橋駅	方面1：第10階層化		1,300	1,900
		方面1：第7駐輪場を増設	600	
下総中山駅	方面1・2：施設利用者用の駐輪 場確保を検討		200	500
	方面2・3：JR高架下増設協 議、駐輪場新設		300	
南船橋駅		駅前市有地内の駐輪場整備	1,400	1,400
塚田駅	民間駐輪場の増設協議		70	70
津田沼駅	方面1：第4階層化を検討		300	1,000
		方面2：東部公民館の建替えに 合わせ駐輪場の確保を検討	300	
	方面1：駐輪場用地確保・新設整 備を検討、民間駐輪場の増設協議		400	
習志野駅		第2 2段式ラック導入により 増設	20	20
北習志野駅	方面2：駅前広場に機械式地下 駐輪場の新設を検討		200	460
	方面2：施設利用者用の駐輪場 確保を検討		200	
	方面1：民間駐輪場の増設協議		60	
滝不動駅	民間駐輪場の増設協議		110	110
船橋日大前駅		西口第1 2段式ラック導入によ り増設	30	30
京成海神駅		2段式ラック導入により増設	20	20
合計				7,410

船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画
【概要版】

【発行日】 平成 28 年 3 月

【発 行】 船橋市

【編 集】 建設局 都市整備部 都市整備課

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

電 話：047-436-2293

F A X：047-436-2539



船橋市